

基本方針 2 . さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます

(1) 樹木・樹林地の保全・活用・再生

市街地に点在するシンボルとなる樹木や雑木林・屋敷林などの樹林地は、さいたま市らしさを感じさせ、暮らしにうるおいを与える緑であるとともに、生き物の生息地などとして重要な役割を果たしています。また、一般住宅などの庭には、風格を感じさせるものや良好な景観を形成しているものも多くあり、地域の重要な緑の資産となっています。このような雑木林・屋敷林や庭は、土地所有者の協力をいただきながら、保全・活用、そして再生に努めます。

樹木・樹林地の保全・活用・再生

市街地に点在する雑木林・屋敷林の保全・活用と再生を推進するとともに、シンボルとなる大木などの保全に努めます。また、大学、研究所や事業所などの大規模な施設の緑の保全と創出に努めるとともに、地域の緑としてのあり方を検討します。



市街地に残る屋敷林(見沼区)

特別緑地保全地区の指定

重要な樹林地については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区などとして指定します。

市民緑地・自然緑地などの指定や都市林の活用

身近な樹林地のうち、市民の利用が可能なものについては、都市緑地法に基づく市民緑地や条例に基づく自然緑地として指定するほか、都市公園法に基づく都市林として確保に努めます。その他の樹林地は、条例に基づく保存緑地として指定を推進します。

景観重要樹木・保存樹木の指定

地域で親しまれシンボルとなっている樹木については、景観法に基づく景観重要樹木や(財)さいたま市公園緑地協会が推進する保存樹木として指定を検討します。

用語解説

都市緑地法	(P175)
特別緑地保全地区	(P174)
市民緑地	(P173)
自然緑地	(P173)
都市林	(P175)
保存緑地	(P176)
景観法	(P173)
景観重要樹木	(P173)
保存樹木	(P176)

税制の優遇措置制度などの活用

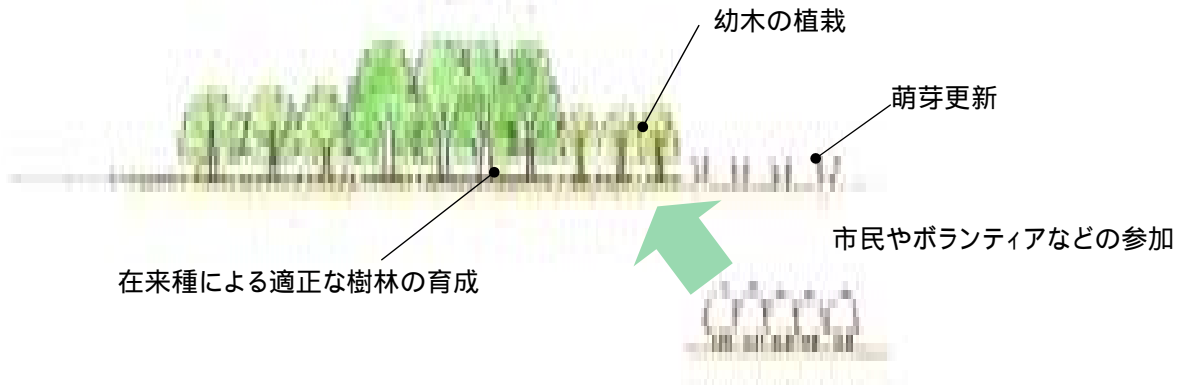
樹林地を保全していくため、土地所有者が樹林地を持ち続けられるような税制の優遇措置が必要です。市は引き続き自然緑地の税制優遇措置などを講じていくとともに、国に対して緑地の保全にかかる相続税の軽減などの優遇措置を要望していきます。

樹林地の活用・再生

貴重な緑の環境を活かし、緑に親しめる場として活用します。また、必要に応じて、良好な自然環境を回復するよう、再生に努めます。

- ・環境教育・環境学習の場としての活用
- ・自然環境が豊かな樹林地の再生
- ・市民参加による里やまづくりの場などとしての活用

市民などの参加による樹林地の再生のイメージ

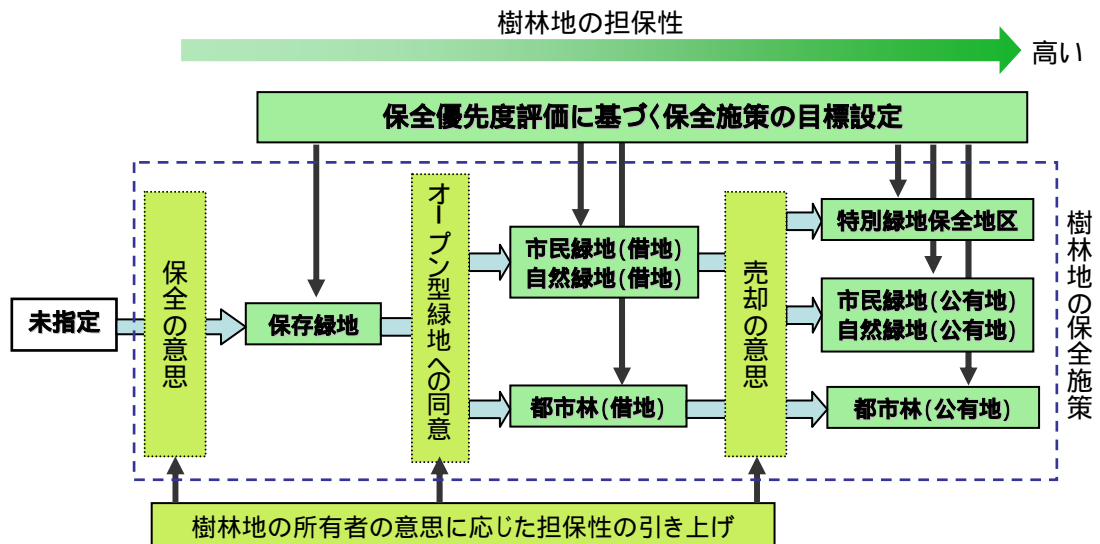
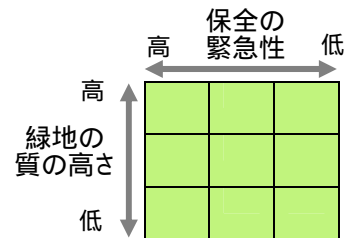


樹林地の担保性の向上に向けた取り組みの推進

市街地に点在する雑木林や屋敷林などは、開発や相続などによって年々減少しているため、緊急的な保全策が必要となっています。しかしながら、そのすべてを買い入れることは現実的ではありません。このため、樹林地についての評価基準や優先順位などを明確にし、市民の協力が得られるよう努めながら、公有地化を含む担保性の向上を図るプログラムに基づく取り組みを推進します。

- ・土地所有者に対する意向調査の実施
- ・公有地化に向けた基金の創設と運用
- ・樹林地の管理支援の仕組みづくりの検討
- ・土地所有者への税の優遇措置などの情報提供

保全優先度評価の考え方(右)と
樹林地の保全施策適用の考え方



(2) 農地の保全・活用

市街地に点在している農地は、都市農業の拠点となるとともに、身近な緑として都市環境の保全や生き物の生息地、防災上の観点からも役立っているため、重要な緑として保全・活用に努めます。

市街地の農地の保全

市街化区域内の農地は、重要な緑として生産緑地として保全することを基本とし、その他の農地についても追加指定などによって保全に努めます。

生産緑地地区の指定と維持管理

市街化区域内の農地については、生産緑地地区の指定に努め、適切に保全します。また、生産緑地を買い取る場合には、公園などとしての利用も検討します。

- ・ 地産地消型農業の推進
- ・ 循環型農業や自然共生型農業の推進
- ・ 生産緑地に関する情報の提供
- ・ 公共公益施設として有効に活用するシステムづくりの検討



生産緑地地区(見沼区)

体験・交流の場としての活用

都市農業に対する理解を深め市民利用を推進していくために、市街地内に点在している農地を、農業体験の場・農業交流拠点として活用するよう努めます。

- ・ レクリエーション農園や市民農園の整備
- ・ 食農教育・環境教育の場となる体験農園としての活用



体験・交流の場となる農地の活用
(市民の森:北区)

用語解説

- 市街化区域 (P173)
- 生産緑地地区 (P174)
- 地産地消 (P174)
- 自然共生型農業 (P173)
- 食農教育 (P174)
- 体験農園 (P174)

(3) 歴史・文化の緑の保全・育成

本市には、古くから人々が暮らしていたことを示すさまざまな遺跡や史跡が分布しており、社寺も多くあります。これらの歴史・文化資源は、まちの記憶をとどめる要素として重要であり、地域らしさをつくり出しています。このため、歴史・文化資源となる緑やこれらと一体となった緑は、保全と育成に努めます。

世界に誇る盆栽文化の保全・育成

日本屈指の盆栽郷である盆栽村は、世界に誇れる盆栽文化の拠点として市民に親しまれています。盆栽村一帯の緑豊かで風格のあるまちなみは、そのものが文化的な環境をつくりあげています。このまちなみを維持していくために、緑の保全と育成を重点的に進めるとともに、盆栽関連施設を整備し、施設を核とした盆栽文化ネットワークを構築します。また、イベントの開催など積極的なPRを行い、本市らしい文化の創造と発信に努めます。



盆栽村の緑豊かなまちなみ(北区)

社寺林などの保全・育成

市内に点在している社寺境内地には豊かな社寺林を有するものがあります。これらの緑は、地域の緑のシンボルであり、その境内地は貴重な憩いの場となっているため、その保全と育成に努めます。

- ・ 保存樹木や自然緑地などとしての指定
- ・ 緑地としての活用



久伊豆神社の参道(岩槻区)

さまざまな遺跡や史跡の保全・育成

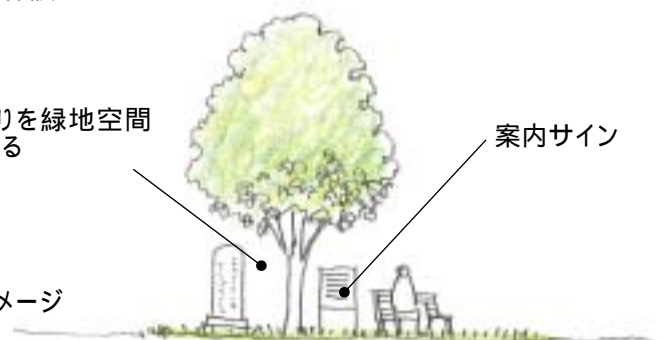
市内には、古い歴史を物語る遺跡や岩槻城址をはじめとする史跡が多く分布しています。これら文化財である史跡・天然記念物などには緑を伴っているものも多いため、その保全と育成に努めます。

- ・ 史跡や天然記念物などの文化財の保存・保護
- ・ 貴重な植物群落、希少種や巨木などの保護
- ・ 遺跡などを活用した緑地空間の確保

石碑のまわりを緑地空間として活用する

案内サイン

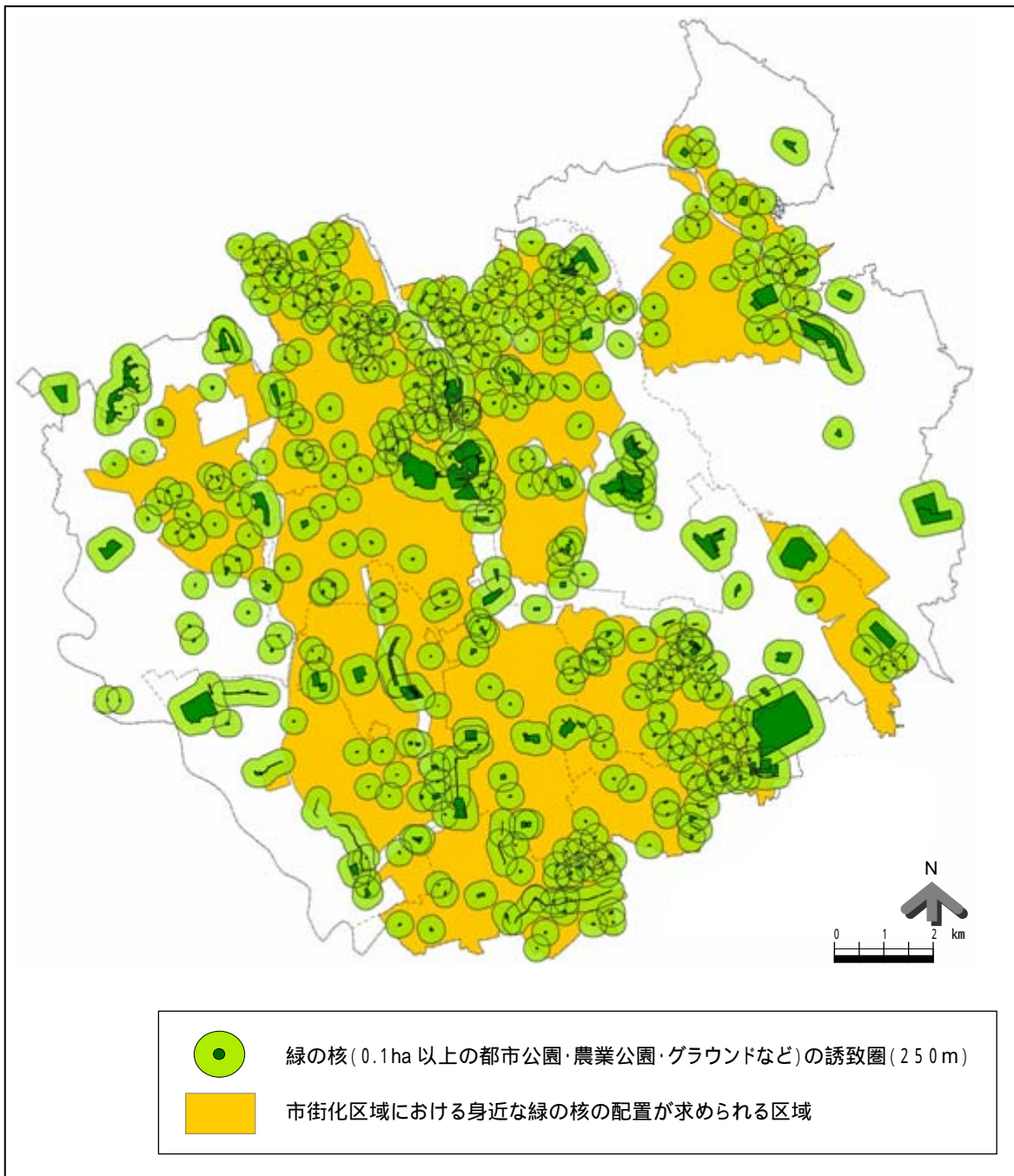
遺跡を活用した緑地空間のイメージ



(4) 身近な緑の核づくり

地域の利用や活動に配慮した都市公園・グラウンドなどの緑とオープンスペースを身近な緑の核として位置づけます。このような緑の核は、地域の環境の改善や地域住民の憩い、自然とのふれあい、身近なスポーツ、地域活動の場などとしてさまざまな利用の拠点となり、防災の観点からも重要な役割を果たします。現状は、配置にかたよりがあり、面積も十分とはいえません。今後は、一定のまとまりのある緑の核を身近な範囲(誘致圏250m)内に確保するよう努めるとともに、地域住民が気軽に利用できる庭となるような緑の整備を推進します。

市街化区域内の身近な緑の核の配置検討図



用語解説
都市公園
(P175)
オープンスペース
(P172)

住区基幹公園などの整備

住区基幹公園については、地域の身近な緑の核として、公園不足区域を中心に引き続きグリーンパラソル推進事業により、歩いて行ける距離に整備を推進します。

また、借地公園や公共・民間施設などの上部利用による立体都市公園制度の活用、基盤整備により提供される用地などの積極的な活用など、効率的な住区基幹公園の整備を推進していくための指針となる公園整備計画を策定します。

街区公園の整備

街区公園は、面積0.1ha以上、0.25haを標準として、市民1人当たり1㎡以上(全体として約130ha)を目指し、グリーンパラソル推進事業のほか土地区画整理事業などの面的整備と連動して、歩いて5分程度で行ける範囲に確保するよう努めます。また、開発などに伴う0.1ha未満の公園については、0.1ha以上の街区公園とは区別して確保に努めます。

近隣公園の整備

近隣公園は現況で29箇所整備されていますが、地域的なかたよりがある状況です。近隣公園は、面積2haを標準として、市民1人当たり2㎡以上(全体として約260ha)を目指し、特に市街地を中心として適正な配置に努めます。

地区公園の整備

地区公園は現況で3箇所の整備にとどまっており、市全域で不足している状況にあるため、積極的な整備が必要です。地区公園は面積4haを標準として、各区に1箇所以上(全体として約40ha)の整備に努めるとともに、長期的には市民1人当たり1㎡以上の確保を目指します。また、緑のシンボル軸や骨格軸を強化するよう配置に努めます。整備に当たっては周辺地区の土地利用や環境などを考慮し、防災、自然環境、歴史・文化などテーマ性を有した整備に努めます。

住区基幹公園の目標整備量

種別		現況整備量 (平成17年4月)		目標整備量 (平成32年度)	
住区基幹公園 (P173)	街区公園 (P172)	(669箇所)	85.44ha (0.72㎡/人)	130ha (1㎡/人)	
	近隣公園 (P172)	(29箇所)	55.56ha (0.47㎡/人)	260ha (2㎡/人)	
	地区公園 (P174)	(3箇所)	12.79ha (0.11㎡/人)	40ha (0.3㎡/人) 長期的には 130ha (1㎡/人)	
計		(701箇所)	153.79ha (1.30㎡/人)	430ha (3.3㎡/人) 長期的には 520ha (4㎡/人)	

その他の都市公園の整備

その他の都市公園として、地域の特性とともに、環境保全や防災、景観の保全に配慮し、特殊公園や都市林などの配置に努めます。

用語解説

グリーンパラソル推進事業

(P173)

土地区画整理事業

(P175)

その他の身近な核となる主な都市公園の整備方針と目標整備量

種別	整備方針	目標整備量 (平成32年度)
特殊公園(P174)	本市の歴史を伝える資源などを保全・活用するために整備に努めます。	20ha
都市緑地(P175)	さいたま市らしい都市景観の創出や小規模な樹林地・水辺などを保全するために整備に努めます。	150ha
都市林(P175)	生き物の生息などがみられる良好な環境を持っている樹林地を保全するために整備に努めます。	
広場公園(P175)	中心市街地などの都市景観の向上や市民の多様な利用に役立つ広場として整備に努めます。	
緩衝緑地(P172)	大規模な工場などの周辺や防災上必要な地域において、緩衝帯となる緑地の整備に努めます。	
緑道(P176)	公園緑地や樹林地・水辺を結び、ネットワークを形成するよう整備に努めます。	
計		170ha

安全で魅力ある都市公園の整備

都市公園の整備に当たっては、地域に親しまれ、誰もが安心して利用でき、環境の改善や災害時の避難場所となるなど、有効に活用できることを基本とします。

公園施設における緑化マニュアルの活用

市が実施する公園施設の整備において良好な緑を確保していくために、緑化の量と質についての基準を定めた「公共施設緑化マニュアル」を積極的に運用します。

公園施設の緑化の量的基準

公園施設		
● 住区・都市基幹公園	50%以上	ただし、街区公園・運動公園は30%以上
● 緩衝緑地・緑道	70%以上	
● 都市緑地	80%以上	
● 墓園	60%以上	

公園施設の緑化の質的基準

対象	緑化の質的基準
公園施設	地域ニーズに応える施設づくりとともに、公園が本来持つ緑地の機能を発揮できるよう十分な緑化を行い、緑化率の向上を図ってください。 既存樹木等の地域特性を表す資源を積極的に保全・活用し、地域の核となる緑地や自然とのふれあいの緑地など質の高い緑地の形成と、市民参加による草花緑化など身近な緑地の形成を図ってください。 公共施設の中でも植栽地等の多い公園は、地域の環境緩和・改善に寄与するよう、雨水排水用の側溝及び集水樹は地下浸透方式とし地中に雨水を還元するとともに、敷地外への排水量の軽減を図ってください。 公園利用上の安全性を高めるために、特に市街地の公園は敷地内外からの視距を確保するよう、植栽を工夫してください。

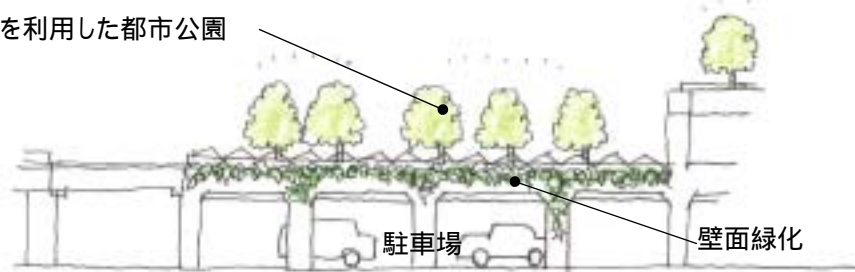
(出典:「公共施設緑化マニュアル」平成18年3月)

さまざまな手法を活用した公園の確保

都市公園を効率的に確保するために、今後は借地による公園整備をはじめ、中心市街地の土地の確保が困難な地域での建築物などの施設の上部や人工地盤を活用した立体都市公園の整備など、さまざまな手法を積極的に取り入れて推進します。

立体都市公園のイメージ

駐車場の上部を利用した都市公園

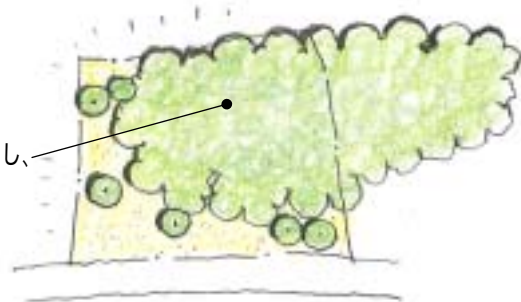


樹林地や水辺を活用した公園の確保

身近な樹林地や水辺は、その環境を保全するために、緊急性・重要性の高いものから公有地化などの担保性の向上を図り、都市林や都市緑地などの都市公園として活用するよう努めます。

樹林地を活用した公園のイメージ

樹林地の一部を借地し、公園として活用する



市民のニーズを踏まえた特徴ある公園づくり

公園は誰もが緑に親しめる空間として整備することが基本です。このため、高齢者や障害者を含めて誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した公園施設の整備を推進します。特に市街地においては、環境の保全や防災・防犯に配慮しながら整備を進めるとともに、地域の特性を踏まえた特徴のある公園づくりを推進します。

- ・ビオトープとなる公園の整備
- ・花や野菜などが栽培できる公園の整備
- ・花の名所となる公園の整備
- ・子どもたちが冒険的な遊びを体験できるプレーパークの整備、ドッグランの整備などの市民のニーズを踏まえた公園の整備検討



樹林地を活かした冒険的な遊びができる公園
(猿花キャンプ場・見沼区)

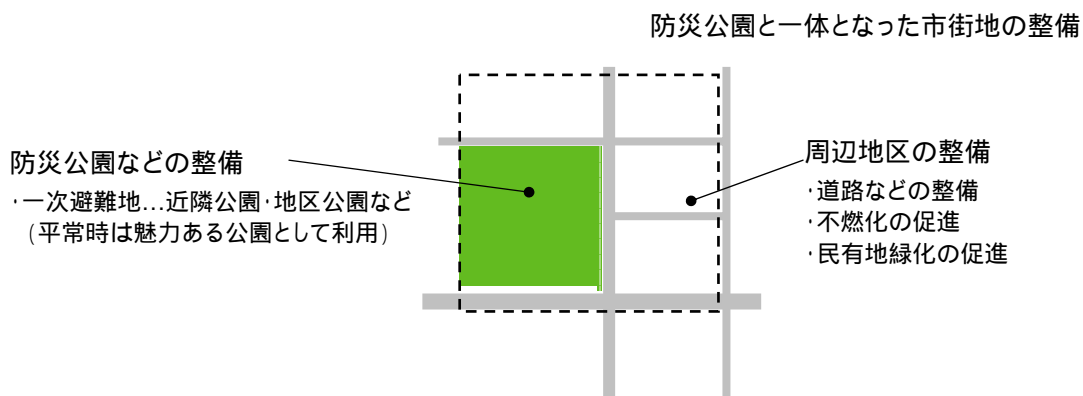
用語解説

- 立体都市公園 (P176)
- ユニバーサルデザイン (P176)
- ビオトープ (P175)

身近な防災拠点となる公園づくり

市街地において安全で安心できるまちづくりを推進するために、防災拠点となる防災公園などの整備に努めます。

- ・ 工場の移転などの土地利用転換にあわせた緑の整備
- ・ 周辺における開発誘導の推進



さまざまなオープンスペースの確保

都市公園以外の公共施設の緑地も身近な緑の核として位置づけ、一層の市民利用の促進に努めます。また、雑木林などの樹林地も、土地所有者の同意のもと、さまざまな手法によって緑の核として活用できるように努めます。

調整池・調節池周辺を活用した緑の整備

調整池・調節池とその周辺を活かし、機能を確保しながら、生き物の生息地やスポーツ・レクリエーションなど、多目的に利用することができるオープンスペースとしての整備に努めます。



滝沼川第二調節池(西区)

その他のオープンスペースの整備

その他の公園として、地域の子どもたちの身近な遊び場、地域住民が主体となって設置管理する公園や、農業と市民の交流拠点などの確保に努めます。

- ・ 市民が設置し管理する民間児童遊園(市民手づくり公園)の確保
- ・ 子供広場の整備
- ・ グラウンドの整備
- ・ 直売交流センター・交流広場・市民農園などが一体となった複合農業拠点の形成
- ・ 事業所を活用した緑地の確保
- ・ 人工地盤・建築物の上部における市民緑地の確保

用語解説

調整池・調節池

(P174)